

平生町エコオフィスプラン
(第3期 令和5年度～令和9年度)

令和5年10月

平生町

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	目的	1
3	計画期間	1
4	対象範囲	2
5	対象とする温室効果ガス	2
第 2 章	温室効果ガス排出量の目標	3
1	基準年度の二酸化炭素排出量	3
2	削減目標	5
第 3 章	取組内容	7
1	取組の基本方針	7
2	SDGs（持続可能な開発目標）との関わり	7
3	具体的な取組	8
4	事務局の取組	11
第 4 章	計画の進行管理	12
1	計画の推進体制	12
2	進行管理の仕組み	13

参考資料

実践行動チェック表

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨のように発生源や被害が一定の地域に限られない地球規模の問題、いわゆる地球環境問題があらゆる方面で取り上げられています。特に地球温暖化は、私たちの生活に大きな影響を与えるとともに、将来の人類の生命を根幹から脅かす問題として、世界規模で緊急に取り組まなければならない課題です。

地球温暖化は、人間の様々な活動によって、二酸化炭素などの温室効果ガスが多量に排出され、大気中濃度が増加することで、太陽からの日射等による熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収され、地表面の温度が上昇する現象です。急激な気温の上昇は、海面水位の上昇や異常気象の増加、感染症の増加など、私たちの生活へ甚大な被害をもたらす可能性があります。

国においては、令和 3 年（2021 年）10 月に政府の総合計画である地球温暖化対策計画を改定し、国が掲げる「2050 年カーボンニュートラル」を実現するため、平成 25 年度（2013 年度）から国が定めた地球温暖化対策計画の中期目標である「2013 年度比で 2030 年度までに温室効果ガス排出量の 46%削減」を実現すること、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けていくことを表明しました。

本町では平成 28 年度に、平成 28 年度から令和 2 年度を計画期間とする「平生町エコオフィスプラン（第 2 期）」を策定し、省エネや省資源、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量削減に努めてきました。このたび第 2 期の計画期間であった 5 年間が経過したこと及び令和 4 年度に役場本庁舎の建替えを行ったことによる温室効果ガスの排出量の変化による見直しを行い、引き続き平生町行政の事務及び事業において、省エネや省資源、廃棄物の減量化など、温室効果ガス削減目標の達成に向けた取り組みを推進していくため、本計画を改定することにしました。

2 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、平生町役場の事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出を抑制し、町役場自らが地球温暖化防止に積極的な役割を果たすことを目的とします。

3 計画期間

本計画の基準年度は、地球温暖化対策計画に即し、平成 25 年度（2013 年度）とし、令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）の 5 年間を計画期間とします。なお、取組実績や社会情勢の変化、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。また、計画達成の目標とする年度は、計画期間最終年度の令和 9 年度（2027 年度）とします。

4 対象範囲

計画の対象範囲は、平生町役場の全事業拠点の事務及び事業とします。庁舎、地域交流センター、保育園のほか町立学校も対象範囲とします。

(主な対象施設一覧)

施設名	施設名
平生町役場本庁舎	平生町役場佐賀出張所
平生町保健センター	平生町武道館
平生町体育館	音楽道場
平生町図書館	平生町歴史民俗資料館
平生町民具館	阿多田交流館
ハートピアセンター	平生まち・むら地域交流センター
大野地域交流センター	曾根地域交流センター
佐賀地域交流センター	宇佐木地域交流センター
堅ヶ浜地域交流センター	佐賀地域交流センター田名分館
佐賀地域交流センター尾国分館	佐賀地域交流センター佐合分館
平生中学校	平生小学校
佐賀小学校	平生幼稚園
佐賀保育園	佐賀地区浄化センター
大内川排水機場	中川排水機場
曾根排水機場	

5 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素を対象として取り組みを推進していきます。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1 基準年度の二酸化炭素排出量

平生町の事務及び事業における現状（令和4年度）の二酸化炭素排出量は、695,584kg-CO₂（※）となっています。

また、二酸化炭素排出量を要因別に見ると、電気の使用によるものが全体の75.3%を占め、次いでA重油の使用が17.9%、ガソリンの使用が6.2%となっています。

本町の事務・事業における温室効果ガスの排出状況（内訳） 単位：kg-CO₂

排出源		平成25年度 基準年度 (本計画)	平成27年度 基準年度 (前計画)	令和2年度 (前計画 目標年度)	令和4年度 (現状)
燃料の使用	ガソリン	53,489.4	47,186.1	35,965.3	43,004.7
	灯油	10,508.1	5,573.0	5,463.1	1,496.5
	A重油	141,188.3	142,264.0	220,350.1	124,768.4
	LPガス	18,923.3	14,019.4	12,820.5	2,483.1
電気の使用		666,495.9	546,717.9	425,123.9	523,831.7
計		890,605.0	755,760.4	699,722.8	695,584.4

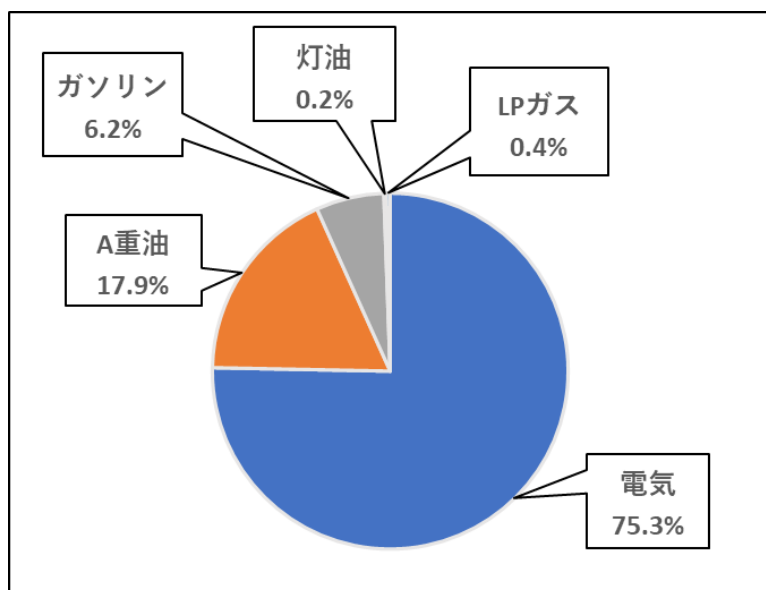
（※）令和4年5月に役場庁舎建替えに伴う移転を行ったことにより、実情に近い数値にするため役場本庁舎については、令和4年6月から令和5年5月の数値を令和4年度とするとともに旧庁舎分を除いて算出しています。

本町の事務・事業におけるエネルギーの使用状況（令和4年度）

項目	単位	使用量	排出係数	排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)	
燃料使用量	ガソリン	ℓ	18,536.5	2.32	43,004.7	6.2%
	灯油	ℓ	601.0	2.49	1,496.5	0.2%
	A重油	ℓ	46,040.0	2.71	124,768.4	17.9%
	LPガス	kg	827.7	3.00	2,483.1	0.4%
電気使用量	kWh	990,230.0	0.529	523,831.7	75.3%	
計				695,584.4	100%	

温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量 = 【活動量】燃料・電気使用量 × 【排出係数】 × 【地球温暖化係数】（CO₂は1）



エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (令和4年度)

前計画の目標達成状況

(基準年度 平成27年度 計画期間 平成28年度～令和2年度)

目標：令和2年度の二酸化炭素総排出量を平成27年度比5%削減

実績：令和2年度の二酸化炭素総排出量を平成27年度比21.9%削減

削減の要因として、町において最も排出量の割合が高い「電気の使用に伴う温室効果ガス」は、電気事業者別排出係数による影響を大きく受けるため、近年の排出係数の低下に伴い排出量は毎年減少傾向となっています。また、新型コロナウイルス感染症の対応による出張回数の減少等による車両の使用減や会議の中止等による電気の使用量の減少などが考えられます。

	排出量 (※ A 重油による二酸化炭素排出量を除外したもの)
基準年度 (平成27年度)	613,496 kg-CO2
目標値	582,821 kg-CO2 (平成27年度から5%の削減)
目標年度 (令和2年度)	479,373 kg-CO2

2 削減目標

平生町の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減目標は、国が掲げる「2050年カーボンニュートラル」を踏まえ、平成25年度（2013年度）から国が定めた地球温暖化対策計画の中期目標である「2013年度比で2030年度までに温室効果ガス排出量の46%削減」を実現するために、本町における令和4年度の実績値から令和12年度（2030年度）の国の目標値まで毎年度均等に排出量を減じていくと、令和9年度においては、基準年度の平成25年度（2013年度）から38.5%の削減が必要なことから、削減目標を38.5%とします

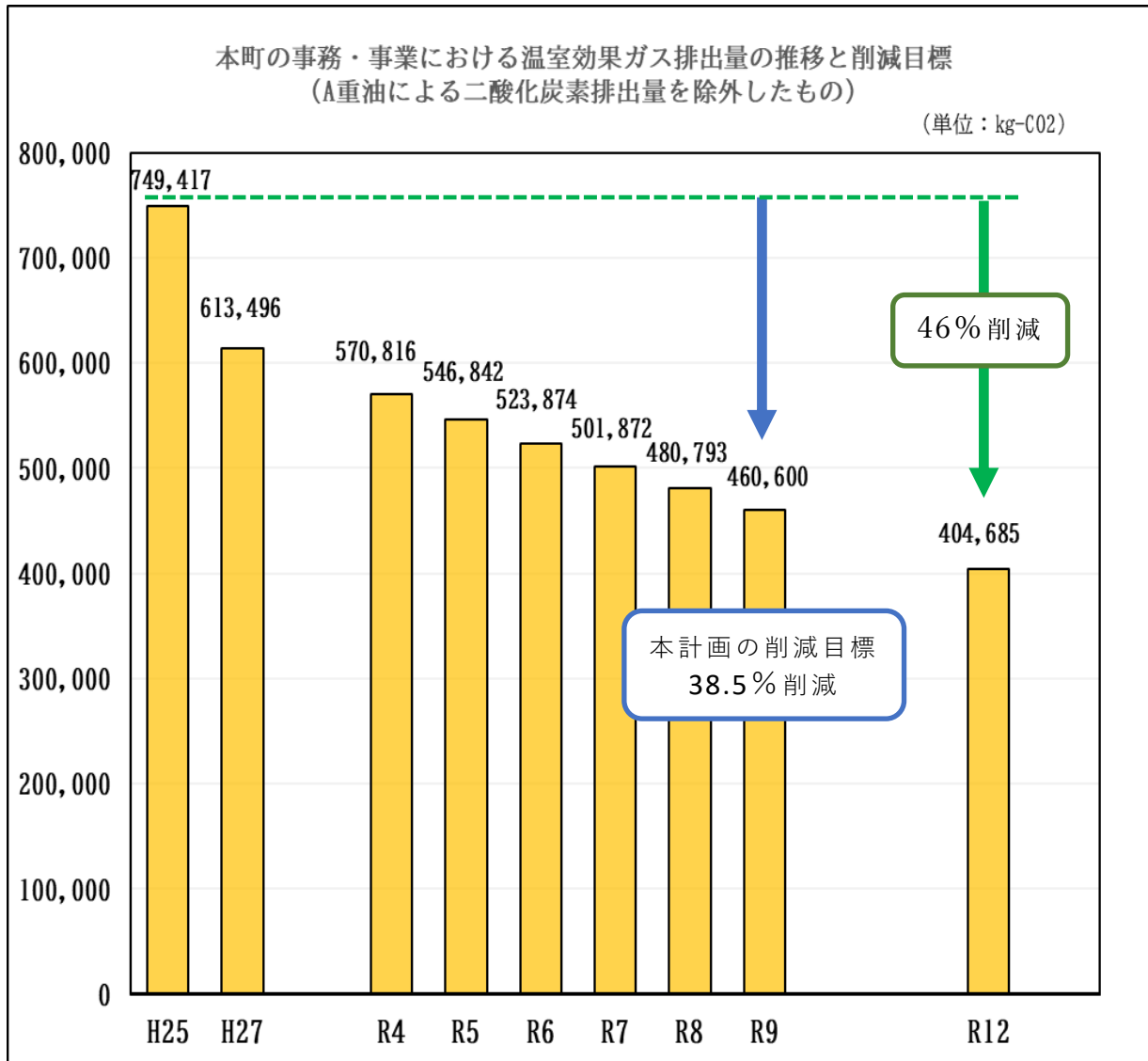
ただしA重油につきましては、大内川、中川、曾根樋門の排水機用に使われるものであり、その年の降雨により使用量が増減するもので、防災の観点から必要不可欠なものであるため、A重油による二酸化炭素の排出については町独自の努力等により削減できる性質ではないものとし、今回の計画での削減目標値の算定からは除外するものとします。

A重油による二酸化炭素排出量を除外したもの

	平成25年度 実績値(基準年度)	令和4年度 実績値	令和9年度 目標値(目標年度)
CO ₂ 総排出量 (kg)	749,417	570,816	460,600
削減率	—	23.8%	38.5%

目 標	<p><u>令和9年度の二酸化炭素総排出量を</u> <u>平成25年度比38.5%削減します。</u> <u>(令和4年度を基準とした場合、令和9年度までに19.3%削減となります。)</u></p>
------------	--

国が地球温暖化対策計画の中で 2030 年度（令和 12 年度）までに 46%の削減を目標としており、本町も国の目標を踏まえ、令和 12 年度までに 46%の削減を目指し、中間目標として令和 9 年度には 38.5%の削減を目標と設定します。



第3章 取組内容

1 取組の基本方針

本計画の目標達成のため、(1) 各職場での日常業務における取組、(2) 施設・設備の改善等を掲げ、具体的な行動内容を示すことで、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを推進します。

2 SDGs（持続可能な開発目標）との関わり

SDGsは、気候変動や経済、貧困、教育など社会が抱える問題を解決し、世界全体で2030年（令和12年）をめざして明るい未来を作るための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）で構成された国際社会共通の目標です。

本計画と特に関わりの深いSDGsのゴールについて、次の「3 具体的な取組」に掲載し、本計画の推進によって達成されるものであると認識しながら取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS




3 具体的な取組

(1) 各職場での日常業務における取組

(ア) 省資源化の推進

【関わりの深いSDGsのゴール】		
		
取組項目	取組内容	担当課
ペーパーレス化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理システム等の活用により、ペーパーレス化を推進します。 ・報告書やチラシ等の印刷物は、必要部数を事前に精査し、残部が出ないように努めるとともに両面コピー及び両面印刷を徹底します。 ・町機関相互の文書の收受・発送の際に、封筒が必要な場合においては、使用済み封筒を使用することとし、再利用に努めます。また、県との送付便利用の文書についても、すでに県が実行している再利用封筒を使用します。 	各課（室）
廃棄物排出量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入基準に基づいた物品等の調達を進めます。 ・物品の購入に当たっては、使い捨て製品を極力抑制し、詰め替え（リユース）、リサイクルが可能な製品を購入し使用します。 ・物品等の故障や不具合の際には、安易に廃棄せず、コストや環境面等を考慮して、修理修繕あるいは更新を決定します。 ・事務用品は可能な限り再利用します。 	総務課 各課（室）

(イ) 省エネルギー対策の推進

【関わりの深いSDGsのゴール】		
		
取組項目	取組内容	担当課
電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休み時間や時間外勤務等において、不要な照明の消灯を徹底します。 ・ 書庫、更衣室、会議室、廊下等の不要な照明の消灯を徹底します。 ・ OA機器の適切なスイッチ管理を行います。 ・ パソコン、複合機等は、省電力モードを徹底します。 	各課（室）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房の適切な温度管理を実施します。（冷房 28℃、暖房 20℃） ・ 重い物や大きな荷物を運搬する場合や健康上の理由を除き、エレベーターの利用を控え、階段を使用します。 ・ 夏季におけるクールビズ、冬季におけるウォームビズを推進します。 ・ 各施設内で使用される電化製品の削減に努めます。 ・ 定期的な点検・清掃を実施することにより、節電の効果があるものについては、積極的に実施するものとします。 ・ 施設所管課においては、施設ごとの月間使用量の確認・検証を行い節電に努めます。 	総務課 各課（室）
水使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗車時や給湯室における水の流しっぱなしをしないなど、過剰な水の使用は控え、日常的な節水に努めます。 ・ 施設所管課においては、施設ごとの月間使用量の確認・検証を行い節水に努めます。 	各課（室）

燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・近距離の移動については、徒歩での移動に努めます。 ・車を運転する際には、エコドライブの実践に努めます。 ・公用車の共同利用、合理的・効率的利用に努めます。 ・定期的な公用車の点検、整備を図り、適正な維持管理に努めます。 	各課（室）
----------	---	-------

（２）施設・設備の改善等

<p>【関わりの深いSDGsのゴール】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> </div> </div>		
取組項目	取組内容	担当課
施設・設備の省エネルギー対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に公用車の電動車導入を進めていきます。 ・計画的に各施設の照明機器のLED化を進めるとともに、OA機器、家電製品等の購入時には、省エネルギー型の機器等の導入に努めます。 	総務課 各課（室）
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の新築や改築にあたっては、断熱性の高い材料使用や自然採光・自然通風に配慮した構造を積極的に採用し、適正な管理に努めます。 	建設課 各課（室）
再生可能エネルギーの導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の新築や改築にあたっては、太陽光エネルギー等、自然エネルギーの導入を検討します。 	各課（室）

4 事務局の取組

(1) 実行計画の推進体制

本計画を推進するためには、全職員が日々の業務を遂行していく中で、常に省エネルギー化を意識し、行動する必要があります。このため、本計画を実行するにあたり、推進体制の整備、進行状況の点検・見直し、その結果の公表等を行います。

(2) 推進体制の整備

- (ア) 毎月定例で開催されている課長会議（町長、副町長、教育長及び各課（室）長で構成）において、随時本計画の推進を図るため協議の場を設けます（以下「推進会議」という。）。事務局は環境政策室とします。
- (イ) 各課（室）1名ずつ「エコオフィス推進指導員」を置き、各課（室）における取り組みの点検、指導を行い、職員の積極的な取り組みを推進します。
- (ウ) 「エコオフィス推進指導員」は、各課（室）長が推薦した者とします。

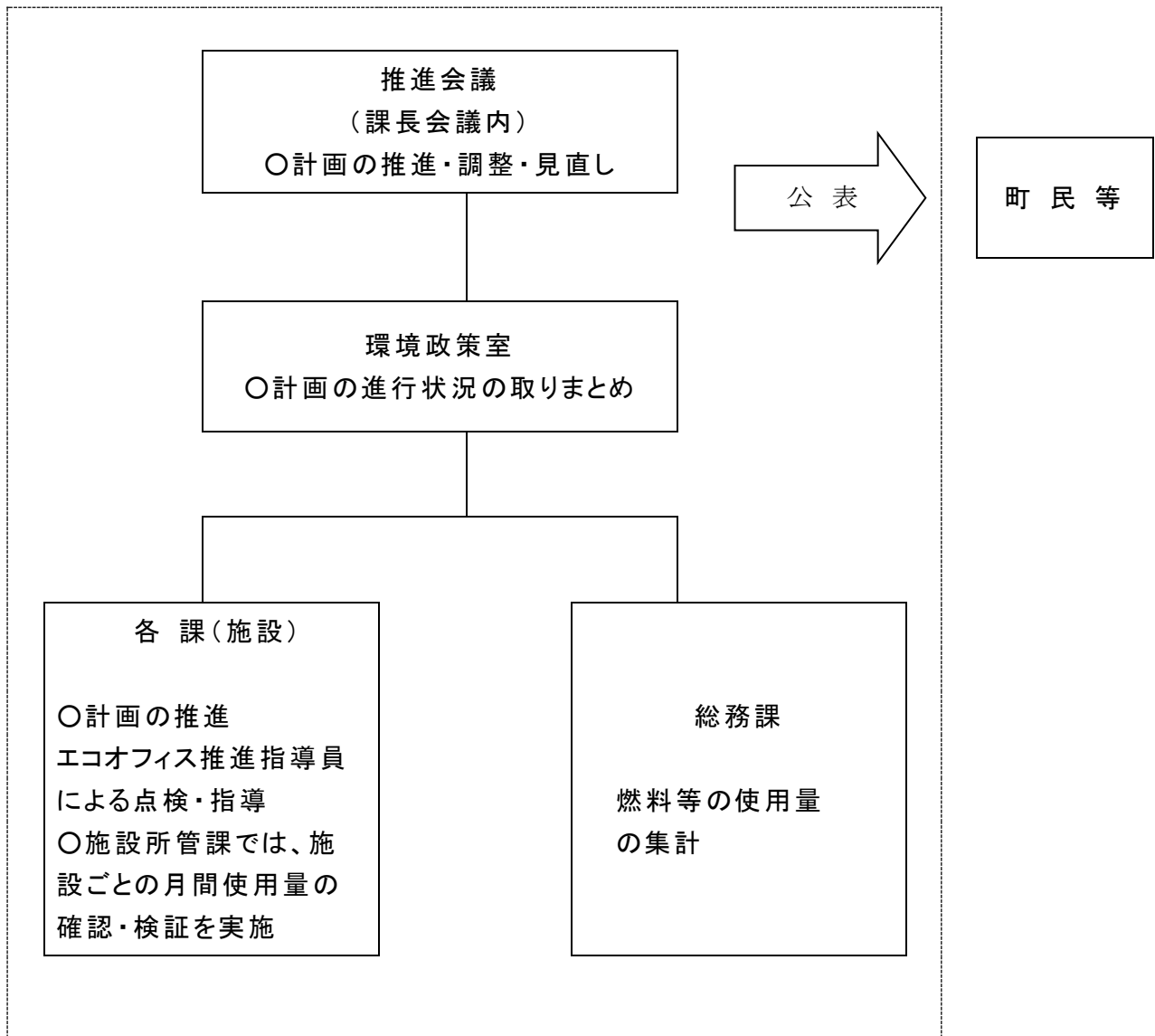
(3) 取組結果の点検と公表

環境政策室において、各課（室）の実践状況が判断できる「実践行動チェック表」を作成し、エコオフィス推進指導員からの報告を半期ごとに取りまとめるとともに、取り組み状況を年度ごとに把握し、その結果を、ホームページ等を通じて町民へ公表します。

第4章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

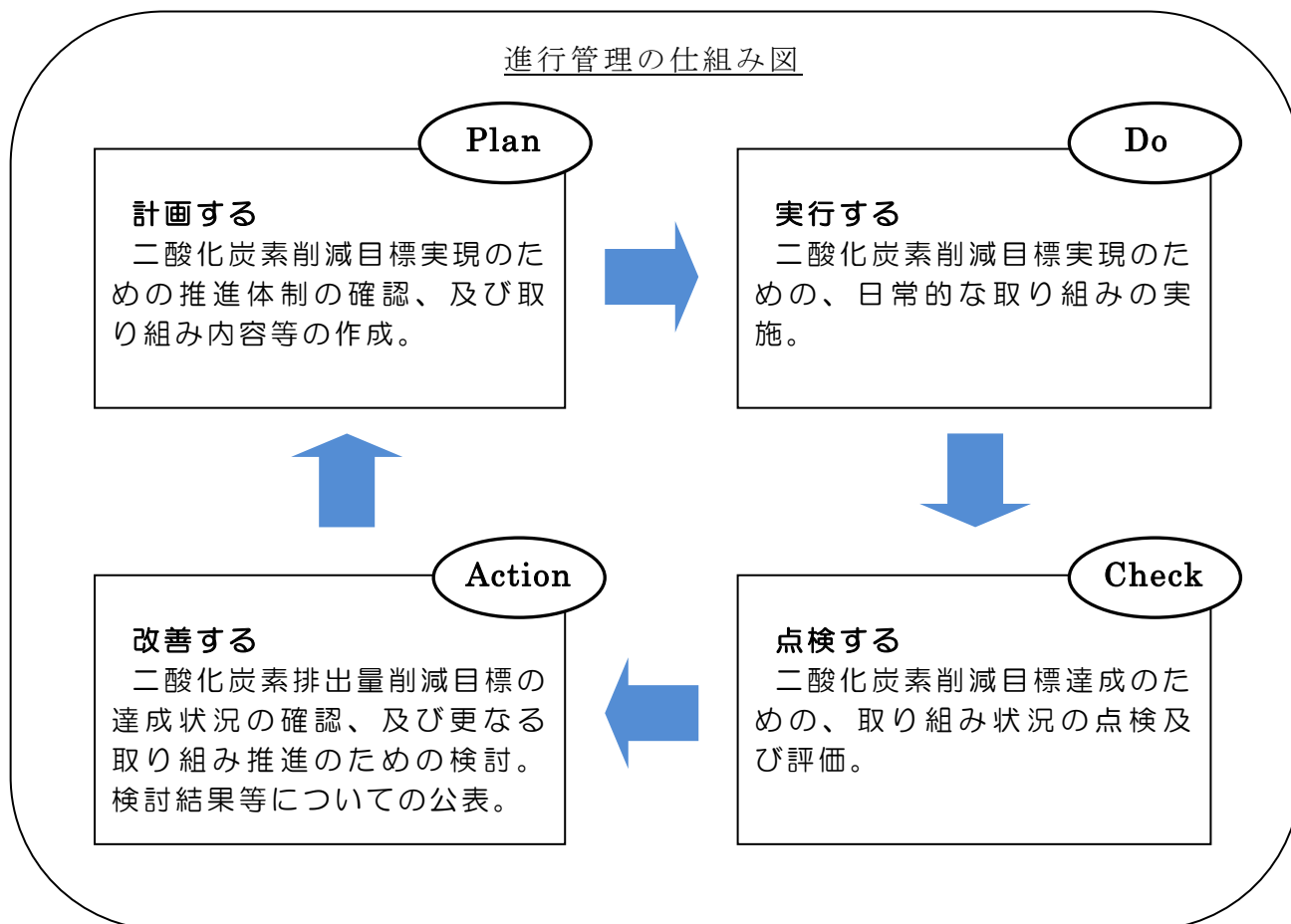
計画の推進体制は以下の表のとおりとします。



2 進行管理の仕組み

本計画の進行管理には、以下の PDCA サイクルを用いて、実効性の確保及び継続的な改善を図ります。

また、本計画の実施状況は、毎年度ホームページ等で公表するものとします。



參考資料

実践行動チェック表

令和 年度 上半期 ・ 下半期

課・室名		エコオフィス推進指導員名		
省資源化の取組				
チェック項目	積極的に 行っている	時々 行っている	あまり 行っていない	全く 行っていない
①	両面コピー、両面印刷の活用			
②	封筒の再利用			
③	事務用品の再利用			
電気使用量削減の取組				
④	昼休み時間の消灯			
⑤	使用していない書庫等の消灯			
⑥	OA 機器の適切なスイッチ管理			
⑦	PC 等の省電力モードの徹底			
⑧	エアコン温度の適正設定 (冷房 28℃、暖房 20℃)			
⑨	エアコン等の定期的な点検・清掃			
⑩	電気の月間使用量の確認・検証			
燃料使用量削減の取組				
⑪	近距離移動時の公用車不使用			
⑫	不要なアイドリングの停止			
⑬	急発進・急加速をしない			
⑭	通行経路の工夫			
⑮	定期的な点検 (空気圧、オイル類、冷却水)			
改善点や気づき				